

島根県男女共同参画サポーター等活動経費支給基準

1. 目的

島根県男女共同参画サポーター（男女共同参画推進員）設置要綱第8条に定める島根県男女共同参画サポーター（以下「サポーター」という。）及び島根県男女共同参画アクティブサポーター（以下「アクティブサポーター」という。）の活動に係る経費の支給については、この基準の定めるところによる。

2. 支給対象

サポーター及びアクティブサポーターの支給対象は以下のとおりとする。

- (1) サポーター（アクティブサポーター以外のサポーター）活動経費
 - ・地域住民に向けた男女共同参画の啓発活動
- (2) アクティブサポーター活動経費
 - ・市町村と連携したサポーター主体の男女共同参画の啓発活動
- (3) サポーター及びアクティブサポーター共通支給条件
 - ・自身の仕事の一部に含まれていないこと
 - ・行政からの費用弁償を受けていない活動であること
 - ・講演会、研修会等への参加（自己研鑽）ではないこと
 - ・会議等への参加及びその会議での発言ではないこと

3. 活動報告

活動報告は、毎年度公益財団法人しまね女性センターがとりまとめる活動報告書をもって行うこととし、サポーター及びアクティブサポーターは活動報告書を市町村を経由して公益財団法人しまね女性センターに提出するものとする。

市町村は提出された活動報告書の活動内容が支給対象に該当するか確認するものとする。

なお、活動報告書の様式については別途定める。

4. 支給

県は原則として公益財団法人しまね女性センターを通じて支給を行うものとする。

5. 支給額等

公益財団法人しまね女性センターは、市町村から提出された活動報告書を基に、以下の基準に従い支給額を決定する。

- (1) サポーターに対する支給額は、活動1件につき500円とし、支給の上限額は1人2,000円/年までとする。
- (2) アクティブサポーターに対する支給額は、上期または下期に活動が1件以上あれば2,500円、上期下期ともに活動実績が1件以上ある場合には5,000円とする。

6. 活動参考事例

(1) サポーター

実施主体	対象者	内容・役割	対象
サポーター	地域住民	サポーター自らが講師になり、講演会、HUG 等の実施	○
		講師を呼んで講演会、HUG 等の企画実施	○
		サポーターが企画・作成した啓発パネルの展示、アンケート調査の実施分析	○
市町村等	地域住民	市町村実施事業・研修へ単なる参加者として参加	×
		市町村実施事業・研修へサポーターとして参加し、役割を担う場合（費用弁償のない場合）	○
		市町村実施事業・研修へサポーターとして参加するが、役割も発言もなし	×
		広報誌への男女共同参画に関する記事提供	○
		啓発パネル展示会場での啓発活動	○
		啓発パネル展示の準備・片づけ	×
県、 男女共同参画センター	サポーター	研修参加（自己研鑽）	×
	地域住民	アンケート回収・回答の手伝い	×
その他	一般	研修参加（自己研鑽）	×

(2) アクティブサポーター

実施主体	対象者	内容・役割	対象
アクティブサポーター (市町村連携)	地域住民	アクティブサポーター自らが講師となり、講演会、HUG 等の実施	○
		講師を呼んで講演会、HUG 等の企画実施	○
		アクティブサポーターが企画や作成をした啓発パネルの展示	○
		市町村と共同企画し、研修会・講演会等の開催	○

附 則

この基準は、平成30年3月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月7日から施行する。